平成26年度第１回　静岡市医療関係者連絡協議会
平成26年度第１回　静 岡 地 域 医 療 協 議 会　協議概要

１　日　時　　平成26年８月26日（火）午後７時15分から８時15分まで

２　場　所　　静岡県男女共同参画センターあざれあ　４階　特別会議室

３　出席者　（委　員）青山茂夫委員（会長）、松永元良委員（副会長）、日野昌徳委員、高尾和秀委員、秋山欣三委員、保坂知彦委員、田中一成委員、宮下　正委員、磯部　潔委員、石山純三委員、玉内登志雄委員、中田　恒委員、島田孝夫委員

（関係者）木村良一（共立蒲原総合病院長）、杉浦裕一郎（消防局救急課長）、瀧　義弘（静岡市葵区自治会連合会長）、深津弘子（静岡市婦人団体連絡会長）、服部富士男（静岡市老人クラブ連合会長）、安間　剛（西部保健所長）

（欠　席）小澤照雄委員、瀬戸嗣郎委員、藤井浩治委員

（事務局）畑保健衛生部長、加治保健所長、塩澤参与兼保健衛生総務課長、藤田保健衛生総務課参事兼課長補佐、前林生活衛生課長

４　議　事

（１）議題

ア　静岡県保健医療計画の改定について

イ　眼科二次救急医療体制について

（２）報告事項

ア　病院の開設者の変更について（葵区・法人化）

イ　診療所の病床設置について（葵区・産科診療所）

５　会議内容

（１）静岡県保健医療計画の改定について

ア　医療・介護総合確保法（報告事項）

【説明事項】

・平成25年12月５日に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療・介護総合確保法）が公布された。

・新たな措置として、医療関係では「医療と介護に係る計画の整合性の確保と新たな基金の創設」、「地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保」、「医療従事者の業務範囲の見直し等」、介護関係では「地域支援事業の見直しと特別養護老人ホームの中重度者への重点化」について、関係法律の整備等を行う。

・「医療と介護に係る計画の整合性の確保」では、厚生労働大臣が基本方針を策定し、県は基本方針に基づいて平成30年度からの保健医療計画を策定する。

・「地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保」では、医療機関が担っていく医療機能の現状と今後の方針（「高度急性期機能」、「急性期機能」、「回復期機能」、「慢性期機能」）を選択し、病棟単位で県に報告するもので、平成26年10月から施行される。
・県は、２次医療圏ごとに各医療機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療の連携等を適切に推進するため、地域医療構想（地域医療ビジョン）を策定し、医療計画に新たに盛込む。
・地域医療構想を実現するため、各地域の医療関係者、医療保険者、その他の関係者と協議の場を設置する。
・「新たな基金の創設」では、消費税増収分を活用し、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進する。対象事業は、病床の機能分化・連携のために必要な事業等の３事業である。公金として904億円を拠出し、負担割合は国２/３、県１/３ということで対応していく。現在、国のヒアリングを経て県の計画を策定しているところである。

イ　改定の概要

【説明事項】

・保健医療計画の概要は、法律に規定された法定計画で５年ごとに県が改定する。現在の計画は、今度の平成27年３月で期限が切れるため、全面改定を行う。
・計画の期間は平成27年から平成29年の３年間の予定で、次々期の計画が平成30年からの６年間となる。
・２次医療圏については、在院患者調査によって流入・流出状況を調査し、国の見直し基準に該当する場合は見直しを検討する。
・基準病床数については、国の基準で再算定する。
・７疾病・５事業等の記載については、平成25年３月の一部改定で見直しを行っているため、必要な部分について時点修正等を行う。また、医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法への対応も計画に盛込む。
・改定スケジュールについては、9月10日に県全体のレベルで医療審議会が行われ、その方針等を踏まえ、原案を静岡圏域で作成し、11月に地域医療協議会を再度開催する予定である。その後、再び医療審議会を行い、最終案を作成し、年度末までに医療審議会にもう一度諮り、公示という計画を考えている。

ウ　在院患者調査結果の概要

【説明事項】

・調査の概要は、２次医療圏の見直し及び基準病床数の算定に当たっての基礎資料とするため、医療圏ごとの患者の流入・流出状況を把握するもので、平成26年５月28日を基準日として調査を実施した。
・静岡圏域の調査結果については、２次医療圏の見直しを検討すべき国の基準※の要件に該当しなかったため、見直しを検討することには至らなかった。
※　人口規模が20万人未満の２次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として

成り立っていないと考えられる場合（特に、流入患者割合が20%未満であり、流出患者割合が20%以上である場合）、その設定の見直しについて検討する。

エ　静岡圏域における保健医療計画

【説明事項】

・静岡圏域部分の改定については、次回以降の協議会において委員の意見を伺う予定としており、今回は事務局においてデータの時点修正等を加えた素案を説明させていただく。
・「現状と課題」について変更になったところは、桜ヶ丘病院の名称変更、圏域の病床数や医師数、入院患者数の受療動向等の数値であり、直近のデータに修正した。
・がんについては、「静岡圏域のがん検診実施結果」を平成25年度の結果に時点修正した。また、集学的治療を担う病院に小児がん拠点病院として県立こども病院を加えた。
・脳卒中については、「救急医療」を担う病院に静岡市立清水病院、静岡赤十字病院を加えた。
・糖尿病、肝炎については、桜ヶ丘病院の名称変更のみである。
・精神疾患については、東静岡に移転した、こころの健康センターについての記載を追加した。また、これまでは精神疾患に含めていた認知症疾患について、新たに項目を追加し、その中で認知症疾患医療センターに関する内容を記載した。
・救急医療については、昨年４月に東静岡に移転し新体制で運営を行っている急病センターの記載を追加した。
・災害時における医療については、昨年度に災害拠点病院となった静岡市立静岡病院を追加した。また、昨年度、県が委嘱した災害医療コーディネーターや災害薬事コーディネーターに関する記載を追加した。
・周産期医療については、総合周産期医療、地域周産期医療を担う病院の記載と、不妊治療費助成制度についての記載を追加した。
・病診連携については、「医療連携調査（診療所対象）に関する調査」を平成25年度の結果に時点修正した。
・在宅医療については、医療・介護総合確保法の施行に伴い、医療と介護の連携や地域包括ケア等についての記載を追加した。
・医療従事者の確保については、桜ヶ丘病院の名称変更のみである。
・「対策」の部分については、今後、委員の意見を伺いながら修正作業を行う。認知症疾患の項目や、在宅医療の項目については、あくまで現時点の案を記載した。

【意見及び要望等】

◎静岡県保健医療計画の改定及び今後のスケジュールについては了承された。
◎静岡保健医療圏域部分の改定については、次回の医療関係者連絡協議会の際に審議することで了承された。

（２）眼科二次救急医療体制について

【説明事項】

・急病センター終了後の本市の夜間救急は、市内の公的病院の輪番制で対応するといった仕組みになっており、眼科についても同様である。
・現在の静岡市の公的病院の中では、眼科医がいる総合病院は７病院であり（１名のみが４病院、２名が１病院、４名が２病院）、計 14 名の眼科医が公的病院に在籍している。
・７病院、14 名の眼科医で市内の夜間救急体制を全て支えるということが困難な状況に至っているという実情を御理解いただきたい。
・この問題については、広くオール静岡で取組むための協議をする場づくりのきっかけとしていただきたい。

【意見及び要望等】
・眼科二次救急医療体制について、今後の各病院の状況、他都市の体制など、現状や課題等を整理した上で、今後の対応を協議していきたいと考えている。（静岡市）
・眼科、耳鼻科だけではなく小児科等も含め、今後の体制について検討していきたい。

（３）報告事項
ア　病院の開設者の変更について
・平成４年に小嶋康則医師が開設した、葵区富沢にある静岡富沢病院は、「超高齢化社会に向け、経営基盤を確固たるものとして、積極的医療に貢献したいために、医療法人に運営転換を行う」との理由から、開設者を小嶋医師が理事長である医療法人社団清明会に変更する。これは、医療法上、開設者変更による新規開設の扱いとなる。
・本来は病床配分にかかる本協議会の議題となる案件であるが、「静岡市病院等の開設等に係る指導要綱」第３条第１号の規定により、「法人格の取得等に伴う開設の場合で病院又は診療所の構造又は病床数に変更を生じない場合」は適用除外とされており、本件はこれに該当する。
・今後行われる同病院の開設許可申請に際し、既存病床数と同数の療養病床 244 床を配分する旨を、あらかじめ本協議会において報告するものである。

イ　診療所の病床設置について
・葵区上足洗二丁目に開設予定の「（仮称）依藤産婦人科医院」について、「周産期の妊婦の受け入れのため」等の理由から、新規に一般病床 16 床を設置したいとの申し出があった。
・書面審査の後、静岡市静岡医師会から病床配分については「異議なし」との回答を受けたため、平成 26 年３月 14 日付けで一般病床 16 床を配分した。